

がん対策推進協議会の位置づけ

1. 審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）別表まとめ

(1) 基本的政策型審議会

行政の企画・立法過程における法案作成や法案作成につながる事項などの基本的な政策を審議事項に含む審議会等

(2) 法施行型審議会

行政の執行過程における計画や基準の作成、不服審査、行政処分等に係る事項について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合に、当該事項のみを審査事項とする審議会等

2. 基本的政策型審議会、法施行型審議会の具体例

(1) 基本的政策型審議会 → (例) 厚生科学審議会

審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。(厚生科学審議会令(平成12年政令第283号)第8条抜粋)

(2) 法施行型審議会 → (例) がん対策推進協議会

厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聞くものとする。(がん対策基本法(平成18年法律第98号)第9条第4項抜粋)

3. がん対策基本法案に対する附帯決議（平成18年6月15日 参議院厚生労働委員会）第1条抜粋

本法により創設される「がん対策推進協議会」については、政府の策定する「がん対策推進基本計画」の立案に積極的に関与する機関であるとの位置づけにのっとり、その機能が十分に発揮できるよう配慮すること。その際、がん医療に関連する他の検討会等との役割分担や連携の強化にもつとめること。